1 特定口座の仕組み

POINT

①特定口座内の取引については、金融機関が上場株式等の売却損益や配当等を計算し、「特定口座年間取引報告書」を作成します。
②特定口座（源泉徴収あり）内の上場株式等の売却益および配当等は、確定申告が不要です。
③特定口座（源泉徴収なし）内の上場株式等の売却益は確定申告と納税が必要ですが、売却損益の計算は金融機関が行います。

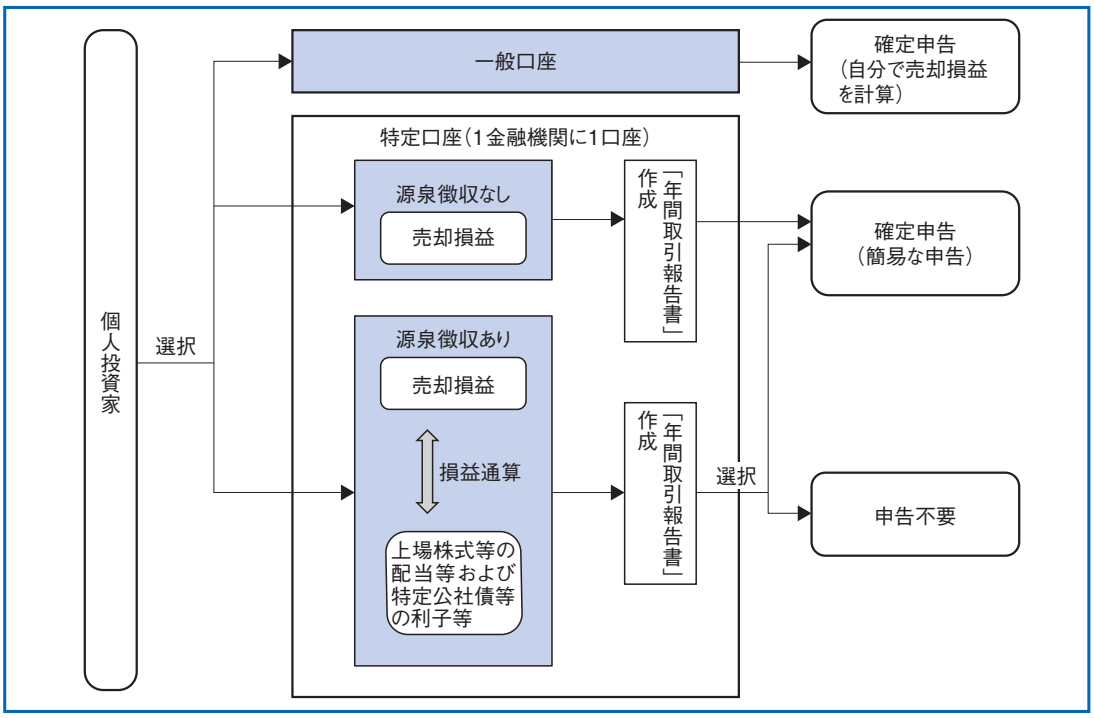

1 特定口座開設手続き

個人投資家は、金融機関1社につき1つの特定口座を開設することができます。特定口座を開設する際は、金融機関の営業所に「特定口座開設届出書」を提出し、併せて本人確認書類（「住民票の写し」など）を提示し、氏名、生年月日、住所および個人番号（マイナンバー）を告知しなければなりません。（既に金融機関等が個人番号（マイナンバー）を保有しているときは告知不要）

なお、「源泉徴収あり」を選択して上場株式等の配当等の受入れを希望する場合には「源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書」の提出、および配当等の受取方法において「株式数比例配分方式」P.97の選択が必要になります。

2 取得価額・売却損益の計算

特定口座で管理している上場株式等の売却については、金融機関が個人投資家の代わりに取得価額・取得日を管理・計算し、特定口座内の1年間の売却損益を計算します。なお、現物取引のほか、信用取引も特定口座で管理することができます。

特定口座内の上場株式等については、その個人投資家の他の口座にある上場株式等とは区別して、総平均法に準ずる方法等により取得価額等を計算します。

3 「源泉徴収あり・なし」の選択

特定口座を開設した人は、毎年最初の売却取引または信用取引の差金決済の時までに、「源泉徴収あり・なし」を選択します。なお、源泉徴収の取扱いは、その年の12月末までは変更できません。

4 上場株式等の配当等の受入れ

特定口座には、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子等を受入れることができますP.147。

5 特定口座年間取引報告書

金融機関は、特定口座内の1年間の取引に関する集計結果をまとめた書類（特定口座年間取引報告書）を作成し、翌年1月末頃に個人投資家に送付または電磁的方法により提供します。特定口座年間取引報告書を見れば、その特定口座での損益の額等がわかります。

特定口座年間取引報告書は、確定申告書の提出の際に添付不要です。なお、特定口座年間取引報告書または電子交付の「特定口座年間取引報告書」を印刷した書面は、「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」の代わりに確定申告の際に使うことができますP.146。

2 特定口座の対象となる商品および受入事由

POINT

①特定口座で管理できる商品は上場株式等および特定公社債等です。2016年1月1日以後は特定公社債等も特定口座への受入れが可能となりました。
②特定口座に受入可能な上場株式等については、その取得要因により制約があります。

1 特定口座の対象となる商品

特定口座で管理できる商品は、上場株式等 P.101 および特定公社債等 P.171 です。

2 特定口座に受入可能な主なケース

特定口座に受入可能な商品については、その取得要因により制約があります。

特定口座に受入れることが可能な取得要因と取得価額の一例は次のとおりです。なお、金融機関によって、特定口座への商品の受入れについて、取扱いが異なる場合がありますので、詳細は特定口座を開設している金融機関にお問い合せください。

取得要因	取得価額
特定口座内での買付	買付の価額
他の金融機関の特定口座からの移管	移管前の特定口座における取得価額
贈与・相続・遺贈	贈与者・被相続人・遺贈者の取得価額
特定口座内の上場株式等について行われる株式交換・株式移転を通じた取得	取得の基因となった株式等の取得価額に基づき再計算した価額
オプション取引の権利行使による取得	権利行使価額等＋オプション購入代金
オプション取引の義務履行による取得	権利行使価額等－オプション売却代金
従業員持株会制度による取得	持株会で管理されていた取得価額

3 源泉徴収なし口座

POINT

特定口座で「源泉徴収あり」を選択しなかった場合、確定申告・納税は投資家自身が行わなくてはなりませんが、「特定口座年間取引報告書」または電子交付の「特定口座年間取引報告書」を印刷した書面を使って簡易に申告を行うことができます。

1 確定申告

特定口座でのその年の最初の売却取引または信用取引の差金決済の時までに、「源泉徴収あり」を選択しなかった場合、確定申告・納税は投資家自身が行わなくてはなりません。

ただし、投資家は金融機関から送付または電子交付される「特定口座年間取引報告書」に記載されている数字を自分の確定申告書に転記し、税額計算するだけで確定申告することができます。

また、本来は「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を作成し確定申告書に添付しなければなりませんが、この計算明細書に代えて「特定口座年間取引報告書」または電子交付の「特定口座年間取引報告書」を印刷した書面を添付することができます（ただし、2以上の特定口座で売却し確定申告する場合は、それぞれの特定口座の年間取引報告書を添付するとともに「合計表」を作成する必要があります）。

以上のとおり、一般口座に比べて申告のための準備の手間が軽減されています。

2 上場株式等の配当等の受入れと損益通算

「源泉徴収なし」の特定口座や一般口座で受け取った上場株式等の配当等・特定公社債の利子等は特定口座年間取引報告書に記載されず、別途「上場株式配当等の支払通知書」に記載されます。特定口座内の上場株式等・特定公社債等の売却損について上場株式等の配当等・特定公社債等の利子等と損益通算をする場合には、確定申告が必要です（上場株式等の配当等・特定公社債等の利子等は申告分離課税を選択する必要があります）。

4 源泉徴収あり口座

POINT

①特定口座で「源泉徴収あり」を選択した場合、売却益に対して課される所得税・住民税は金融機関が源泉徴収して納付するため、確定申告は不要です。
②「源泉徴収あり」の特定口座には、上場株式等の配当等・特定公社債等の利子等を受入れることができます。

1 申告不要制度

「源泉徴収あり」の場合、その特定口座で行う売却については、金融機関が売却損益の計算・利益にかかる税額の計算・税額の徴収・税務署等への納税をすべて行うため、確定申告は不要です。

2 上場株式等の配当等・特定公社債等の利子等の受入れ

特定口座（源泉徴収あり）には、上場株式等の配当等・特定公社債等の利子等を受入れることができます。その場合、同一の特定口座（源泉徴収あり）内の上場株式等・特定公社債等の売却損と配当等・利子等は損益通算され、上場株式等の配当等・特定公社債等の利子等について源泉徴収された税金が還付される場合があります。なお、上場株式等の配当等を受入れるためには、その受取方法として、「株式数比例配分方式」P.97 を選択する必要があります。

3 確定申告が必要なケース

「源泉徴収あり」の場合でも、その特定口座で生じた上場株式等・特定公社債等の売却損をその特定口座以外の上場株式等・特定公社債等の売却益と通算する場合、申告分離課税により確定申告する上場株式等の配当等・特定公社債等の利子等と損益通算する場合や翌年以降に繰越す場合などは、確定申告が必要です。

4 特定口座での源泉徴収の仕組み

①売却損益に係る取引のつどの源泉徴収と還付の仕組み

(イ)源泉徴収

その取引までの年間通算損益 ＞ 前回取引までの年間通算損益 の場合 → 源泉徴収されます。

源泉徴収税額＝

（ その取引までの年間通算損益 － 前回取引までの年間通算損益 ）× 20.315%

(ロ)還付

その取引までの年間通算損益 ＜ 前回取引までの年間通算損益 の場合 → 源泉徴収された税額が還付されます。

還付額＝

（ 前回取引までの年間通算損益 － その取引までの年間通算損益 ）× 20.315%

（留意点）

・その取引までの年間通算損益、前回取引までの年間通算損益 はいずれもゼロ以下である場合はゼロとして扱います。

②配当等・利子等に係る源泉徴収の仕組み

配当等･利子等受入れ → その都度源泉徴収

源泉徴収税額＝

配当等･利子等の収入金額 × 20.315%

③年末における損益通算（年間の売却結果が売却損で終わった場合）

(イ) その年の年間通算損益（損失） ＜ その年の配当等の収入合計 の場合 → 売却損と損益通算される配当等に係る源泉徴収税額が還付されます。

還付額＝

その年の年間通算損益（損失） × 20.315%

(ロ) その年の年間通算損益（損失） ＞ その年の配当等の収入合計 の場合 → その年の配当等に係る源泉徴収税額の全額が還付されます。

還付額＝

その年の配当等の収入合計 × 20.315%

5 特定管理株式等の無価値化損失のみなし売却損の特例

POINT

①発行会社の破産等により個人が所有する株式等の価値が失われたとしても、その損失は株式等を売却したことにより生じたものではないため、原則として他の株式等の売却益との通算等を行うことはできません。
②特例として、一定の要件を満たすときには、株式等の無価値化損失を売却損とみなし、他の株式等の売却益との通算等を行うことができます。

1 特例の内容

株式または公社債について、次の要件を満たす場合、その株式または公社債の取得価額相当額を上場株式等の売却損とみなし、当該売却損と同一年の上場株式等の売却益との通算、当該売却損と上場株式等の配当等との損益通算および3年間の繰越控除ができます。

①次のいずれかに該当する株式または公社債であること

特定管理株式等	特定口座で管理されていた日本法人の上場株式または特定公社債（一定のものを除く）で、上場廃止となった日以後、引続き特定管理口座で管理されている当該日本法人が発行した株式または公社債
特定口座内公社債	特定口座で管理されている日本法人が発行した公社債

②株式または公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として次に掲げる事実が発生したこと

特定管理株式等である株式	左記株式を発行した法人について発生した次に掲げる事実 ・清算結了（合併による解散を除く） ・破産手続開始の決定 ・更生計画（会社更生法）や再生計画（民事再生法）に基づく100％無償減資の実行 ・預金保険法の特別危機管理開始決定
特定管理株式等である公社債または特定口座内公社債	左記公社債を発行した法人について発生した次に掲げる事実 ・清算結了（合併による解散を除く） ・破産手続廃止または終結の決定 ・更生計画（会社更生法）や再生計画（民事再生法）に基づく債務免除の実行

2 手続き

特定管理株式等または特定口座内公社債が、株式または公社債としての価値を失った場合において、その発行会社の清算結了等の事実が発生した日の属する年分の確定申告書に、金融機関から交付を受けた清算結了等の事実を確認した旨を証する書類および上場株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書を添付の上、確定申告する必要があります。

FAQ

特定口座（源泉徴収あり）内の売却損を確定申告する場合の留意点

Q 税金の還付等を受けるために、特定口座（源泉徴収あり）内の売却損を確定申告する場合の留意点を教えてください。

A 特定口座（源泉徴収あり）内の売却損については、確定申告義務はありませんが、確定申告により、同一年に当該特定口座外で生じた上場株式等グループの売却益・償還益や申告分離課税を選択した上場株式等グループの配当等・利子等と通算することにより、税金の還付等を受けることができます。

ただし、その場合は、その特定口座（源泉徴収あり）で支払いを受けた配当等・利子等もすべて確定申告する必要があります。

特定口座（源泉徴収あり）以外で受取った配当等・利子等は、各銘柄の1回ごとの受取について確定申告する・しないを選択できますが、特定口座（源泉徴収あり）で受入れた配当等・利子等については、その特定口座（源泉徴収あり）ごとに、受入れた配当等・利子等のすべてについて確定申告する・しないを選択しなければなりません。

FAQ

特定口座（源泉徴収あり）内の利益（売却益、償還差益、配当等、利子等）を確定申告する場合の留意点

Q 税金の還付等を受けるために、特定口座（源泉徴収あり）内の利益（売却益、償還差益、配当等、利子等）を確定申告する場合の留意点を教えてください。

A 特定口座（源泉徴収あり）内の利益は、確定申告義務はありませんが、確定申告により、同一年に当該特定口座外で生じた上場株式等グループの売却損と通算したり、配当等について配当控除の適用を受けることにより、税金の還付等を受けることができる場合があります。

特定口座（源泉徴収あり）内の利益を確定申告する場合、口座ごと、かつ、売却益・償還差益、配当等・利子等ごとに確定申告するかどうかを選択することができます（ただし、その口座内の1回の売却・償還ごと、1回に支払いを受ける配当等・利子等ごとに、確定申告するかどうかを選択することはできません）。

例えば、証券会社Aの特定口座（源泉徴収あり）内で生じた売却益・償還差益について、証券会社Bの口座で生じた売却損と通算するために確定申告する場合、その証券会社Aの特定口座（源泉徴収あり）で支払いを受けた配当等・利子等については、申告不要を選択することができます。

なお、売却損が生じている証券会社Bの口座が特定口座（源泉徴収あり）であり、かつ、この口座に受入れた配当等・利子等がある場合、その配当等・利子等については、申告不要を選択できず、すべて確定申告する必要があります。

また、特定口座（源泉徴収あり）内で売却益・償還差益が生じており、かつ、その口座に受入れた配当等・利子等がある場合において、配当控除の適用を受けるために、上場株式等の配当等のみを総合課税により確定申告し、売却益・償還差益については申告不要を選択することができます。

なお、特定口座内の利益を確定申告することにより、国民健康保険料等の計算に影響が生じるケースがありますので、留意が必要です P.154。

FAQ

妻の株式売却と夫の配偶者控除の適用

Q 私は専業主婦です。私は親から相続した上場株式等を持っていますが、この株式を売って売却益が出ると、夫は確定申告で配偶者控除を受けることができなくなりますか?

A 妻が株式売却益を確定申告することにより、妻の合計所得金額が48万円を超える場合、夫は配偶者控除を受けられなくなりますが、妻の合計所得金額が48万円以下の場合は、夫は配偶者控除を受けることができます。なお、夫の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用はありません P.79。

妻が売却した口座	妻が株式売却益を確定申告	夫の配偶者控除への影響
特定口座（源泉徴収あり）	しない	売却益が多額でも影響なし（※1）
	する（任意）	影響あり（※2）
特定口座（源泉徴収なし）	する（義務）	影響あり（※2）
一般口座	する（義務）	影響あり（※2）

※1　妻が特定口座（源泉徴収あり）内の株式売却益を確定申告しない場合、その売却益は妻の合計所得金額に含まれないため、夫の配偶者控除の適用の可否に影響を及ぼしません。

※2　妻が株式売却益を確定申告した場合、その売却益は妻の合計所得金額に含め、夫の配偶者控除の適用可否の判定を行います。
具体的には、妻の株式売却益と、それ以外の所得金額の合計額が48万円を超える場合、夫の確定申告において配偶者控除を適用することができなくなります。

FAQ

上場株式の相続・贈与と特定口座への移管

Q 上場株式等を相続する・贈与を受ける場合、相続人・受贈者の特定口座に移管することはできますか?

A 上場株式等を相続する・贈与を受ける場合、ケースによっては相続人・受贈者の特定口座に移管することができない場合があります。ケースごとの移管の可否は次のとおりです。

●相続により取得する場合

被相続人の移管元口座	相続人の移管先口座	移管の可否	
		同一金融機関の場合	異なる金融機関の場合
特定口座	特定口座	可能	可能
一般口座	特定口座	可能	可能

※同一銘柄の全てを相続人の特定口座に移すことが条件になります。例えば、相続した銘柄の一部を特定口座に、残りを一般口座に移管するといったことはできません。

●贈与により取得する場合

贈与者の移管元口座	受贈者の移管先口座	移管の可否	
		同一金融機関の場合	異なる金融機関の場合
特定口座	特定口座	条件（※）を満たす場合、可能	条件（※）を満たす場合、可能
一般口座	特定口座	条件（※）を満たす場合、可能	条件（※）を満たす場合、可能
特定口座	一部を特定口座 残りを一般口座	不可	不可
一般口座	一部を特定口座 残りを一般口座	不可	不可

※贈与者から受贈者に対して、同一銘柄の一部の贈与が行われる場合には、受贈者が受入れる特定口座に同一銘柄の株式を保有していないことが条件となります。

なお、相続・贈与により取得した上場株式等の特定口座への受入れについて、金融機関によって取扱いが異なる場合がありますので、詳細は証券会社にお問い合わせください。

コラム column

株式売却益や配当等が健康保険料に与える影響

株式売却益や配当等を確定申告する場合、給与所得者とその家族については、健康保険料の額に影響はありませんが、国民健康保険や後期高齢者医療制度の加入者については、健康保険料の額に影響があります。

1 給与所得者とその家族（いずれも75歳未満）

給与所得者とその家族は、組合（もしくは全国健康保険協会）管掌健康保険または共済組合に加入していますが、その健康保険料は、給与所得者自身の月給および賞与の額に基づいて決まるため、株式売却益や配当があっても健康保険料の額に影響はありません。

2 自営業者や無職の方とその家族（いずれも75歳未満）

①健康保険料に与える影響

国民健康保険には、上述の組合（もしくは全国健康保険協会）管掌健康保険加入者とその被扶養者や、生活保護を受けている世帯以外のすべての人が加入することになっています。

国民健康保険料（保険税）の算定方法は、市区町村ごとに定められており、各市区町村がそれぞれ算定します。算定方法としては「前年の所得金額等」（「前年の総所得金額等」から「基礎控除」を控除して計算）・「固定資産税」・「被保険者の数」・「（地域の）世帯数」の4項目すべてを基に算定する方法や、いくつかの項目を基に算定する方法等があります。「前年の所得金額等」及び「被保険者の数」の項目はすべての市区町村が採用しています。

特定口座（源泉徴収なし）や一般口座内の株式売却益は申告義務があり、確定申告をすることで「前年の所得金額等」が増加します。そのため、翌年の国民健康保険料も増加します（株式売却益が基礎控除以下であり所得金額がゼロの場合を除きます）。なお、国民健康保険料の上限は104万円です。

一方、特定口座（源泉徴収あり）内の株式売却益は申告不要です。したがって、特定口座（源泉徴収あり）内で株式売却益があっても、確定申告しない場合は国民健康保険料の額に影響はありません。

コラム column

②医療費負担（窓口負担）に与える影響

70歳以上75歳未満の人の国民健康保険の加入者の医療費負担（窓口負担）の割合は、原則2割負担です。ただし、株式売却益や配当等を確定申告することで所得や収入が現役並み所得者として一定金額を超えた場合は、医療費負担の割合が3割になりますので留意が必要です。

3 75歳以上の人

①健康保険料に与える影響

75歳以上の人は、それまで加入していた健康保険、国民健康保険から脱退して、後期高齢者医療制度に加入します。

75歳以上の人は、各自が被保険者となり、保険料を負担することになります。従来、家族（いわゆる給与所得者）が加入している健康保険の被扶養者で自分自身の保険料を負担する必要がなかった人も、後期高齢者医療制度移行後は、負担能力に応じて自分で保険料を負担します。

75歳以上の人が株式売却益や配当等を確定申告した場合における保険料に及ぼす影響は、国民健康保険と同様です。

②医療費負担（窓口負担）に与える影響

75歳以上の人の医療費負担（窓口負担）の割合は、原則1割（2022年10月1日以降の一定以上所得のある者は2割）負担ですが、株式売却益や配当等を確定申告することで所得や収入が現役並み所得者として一定金額を超えた場合は、医療費負担の割合が3割になりますので留意が必要です。